

【計画書】

福江都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(第1回変更)

長 崎 県

【目 次】

1. 都市計画の目標.....	1
1) 福江都市計画区域における都市づくりの基本理念.....	1
2) 地区毎の市街地像	2
2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針.....	3
1) 区域区分の決定の有無.....	3
3. 主要な都市計画の決定の方針	4
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針.....	4
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	5
2)－1 交通施設.....	5
2)－2 河川.....	6
2)－3 下水道.....	6
2)－4 その他の都市施設.....	7
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	7
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	7
5) 都市防災に関する方針.....	9
6) 景観に関する方針	9

福江都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

福江都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

1. 都市計画の目標

都市を取り巻く状況は、人口減少・高齢化社会の進展・地球環境問題や財政悪化など、大きく変化している。このようなことから、現今の社会経済情勢や本県の地域特性を踏まえ、暮らしやすく活力のある都市環境の形成を図るため、「長崎県にぎわいの都市づくり基本方針（平成19年3月）」に基づき、長崎県の今後の都市づくりを進めていく。

その実現に向け、市街地のにぎわいを取り戻し、また、子どもから高齢者まであらゆる世代が不便なく、安心して暮らせる環境を形成するため、集約型の都市づくり（コンパクトシティの構築）を推進し、市街地の無秩序な拡大を抑制しながら、既成市街地における生活環境の維持に努め、地域の拠点に様々な都市機能を集積し集客力を高めて賑わいを創出するものとする。

また、道路などの都市施設を効率的に配置して整備を促進し、公共交通の利用促進、公園や緑地の整備や保全等により低炭素型の都市づくり及び環境負荷の少ない省エネ型の都市づくりも併せて推進していく。

上記を踏まえながら、本都市計画区域の実情に応じて、都市づくりを行っていくものとする。

1) 福江都市計画区域における都市づくりの基本理念

福江都市計画区域は、五島地域の南部に位置しており、本県の離島の中では最大規模の都市計画区域であり、今後の五島南部の発展を牽引する役割を持った都市計画区域である。

本都市計画区域の属する五島地域は、本土と隔離された地理的条件から特有の自然環境を有し、遣唐使やキリシタンにまつわる歴史文化を育んできた地域である。ここで、「海に囲まれた五島の自然や歴史文化を活かし、島々が連携し活力を生み出す“しま”づくり」を五島地域全体のまちづくりの目標とし、本都市計画区域においてもこれに即したまちづくりを行うこととする。

本都市計画区域は、古来より島外との交流の窓口として栄えてきた福江港を中心として市街地が形成されており、また五島藩の城下町として栄えてきた都市である。近年においても、空・海の玄関口としての機能を有する五島地域南部の中心都市である。

このような状況を踏まえ、本都市計画区域の基本理念を次のとおりとする。

- ・島内外との連携・交流を促し、にぎわいのある都市づくり
- ・歴史、伝統、文化を継承し、これらを活かした個性ある都市づくり
- ・青い海や緑の丘陵地など豊かな自然を守り、共存する都市づくり

2) 地区毎の市街地像

a. 五島市中心部

本都市計画区域の中心市街地であり、市役所や国・県の機関、文化会館や図書館などの公共施設、商業・業務施設が集積する地区である。

五島市の商業・業務機能の中心でもあり、商業・業務の拠点としての利便性の高い魅力ある市街地の形成を図る。

また、本地区には、福江城跡や武家屋敷通りなど歴史的文化遺産が数多く存在し、城下町のたたずまいを残している地区でもある。これらの貴重な歴史文化資源を活かし、周囲の市街地環境と調和した歴史・文化の拠点としての形成を図る。

b. 福江港臨港部

五島列島の海の玄関口である福江港は、島内外の様々な物資が集中する流通業務機能を兼ね備えていることから、地域産業の振興に資する物流の拠点としての形成を図る。

c. 福江中央公園周辺地区

福江中央公園は、陸上競技場、体育館、野球場、多目的グラウンドなどが整備されており、また、独特の景観を有する鬼岳が眺望できることから、自然・レクリエーションの拠点として位置づけ、住民が憩い、安らぐことのできる場としての空間形成を図る。

2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1) 区域区分の決定の有無

福江都市計画に区域区分を定めない

なお、区域区分を定めなかった根拠は、次のとおりである。

①区域区分の必要性

a. 市街地拡大の可能性

- 都市計画区域内の人口が増加する可能性は低い。
- 都市計画区域内において、住宅や産業の新規土地需要が生じる可能性は低い。
- 都市計画区域の市街地拡大に直接結びつくと考えられる主要プロジェクトは無い。

しかし

以上の理由から、本都市計画区域では市街地拡大の可能性は低いと考えられるため、区域区分の必要性は低い。

②都市計画区域を取り巻く社会的状況

本都市計画区域には、区域区分を定めなければならない特段の社会的状況は見られない。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

①主要用途の配置の方針

a. 商業・業務地

本都市計画区域の中心市街地は、公共施設や商業施設が集積している。

今後も、当該地区を、五島市の商業・業務機能の中心的な役割を担う商業・業務地として位置づける。

b. 住宅地

中心市街地の住宅地は、公共施設や商業施設へのアクセス性を活かした都市サービスが享受できる利便性の高い住宅地として位置づける。

また、福江城跡や武家屋敷通りの周辺では、これらの歴史的資源との調和に配慮した住宅地として位置づける。

郊外部の住宅地は、周囲の豊かな緑などの自然環境や農地に配慮した、良好な住環境を有する住宅地として位置づける。

②土地利用の方針

a. 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

用途地域が定められていない幹線道路沿いで、商業・業務施設と住宅との混在がみられる地区や、埋立によって造成された住宅地などについては、周辺土地利用との調和を図りつつ、必要に応じて用途地域などの地域地区の活用についての検討を行い、秩序ある市街地の形成を図る。

b. 優良な農地との健全な調和に関する方針

本都市計画区域の南部には、水田や葉たばこ畑などの農地が広く形成され、安定した農業生産活動が行われている。

これらの農地は、食料などの安定供給を確保するうえで最も基礎的な資源であることから、その保全に努めることとするが、都市的な土地利用を検討する必要が生じた際には、農林漁業との健全な調和を図る。

c. 自然環境の形成の観点から必要な保全に関する方針

本都市計画区域南東部の鬼岳の裾野においては、西海国立公園の一部を含んでいることから、豊かな自然や生態系の維持を図るため、良好な自然環境の保全を図る。

d. 大規模集客施設の立地誘導方針

都市構造や市民生活、地域経済及び行政運営に大きな影響を及ぼす大規模集客施設^{*1}については、公共公益施設や商業施設・住宅などが集積し、都市生活の拠点となるべき市街地の区域へ誘導することを原則とし、都市機能の集積を図り、集約型の都市づくりを推進する。

なお、基本的な方針と具体的な手法・基準は、「長崎県大規模集客施設等立地ガイドライン（平成19年11月）」によるものとする。

（※1）「大規模集客施設」とは、延べ面積が1万㎡を超える店舗、劇場、

映画館、遊技場・文化ホールなどを指し、公共団体が設置するものも含む。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

2)－1 交通施設

①基本方針

a. 交通体系の整備の方針

広域道路や幹線道路の整備を促進し、区域内外の連携・交流を強化する。

また、住民の生活に密着した道路の整備により、利便性や良好な都市的サービスの維持・向上を図る。

広域道路や港湾、空港、市街地の相互アクセスを強化し、広域的な交通体系の確立により、県内外との交流促進を図るとともに、公共交通の利便性向上を図る。

ひとにやさしいまちづくりをめざし、安全な歩行者空間の確保や旅客ターミナルなどにおける歩行者支援施設の整備など、バリアフリー化を図る。

b. 整備水準の目標

概ね20年後には、都市の骨格を形成する主要な道路体系を確立することをめざす。

②主要な施設の配置の方針

a. 道路

都市計画道路（以下(都)という。）福江縦貫線、(都)東浜町唐人町線、(都)奥町三尾野町線、(都)大波止線、一般国道384号、主要地方道（以下(主)という。）福江荒川線、(主)福江富江線および(主)福江空港線は、本都市計画区域と周辺地域との連携を強化するとともに、住民の通勤・通学や買物などの日常生活の利便性向上に資する道路であるため、地域形成型の広域道路として位置づける。

(都)池田町松山町線、(都)福江中央線、一般県道（以下(一)という。）河務福江線および(一)大浜福江線は、住民の日常生活の利便性向上に資する道路であるため、沿道利用に配慮した生活密着型の幹線道路として位置づける。

b. 港湾

福江港は、近郊の島々とを結ぶ生活航路の発着地として、また、県内外との多様な交流を育む五島列島の人流・物流の拠点としての役割を担っており、連携・交流を促進する重要港湾として位置づける。

c. 空港

福江空港は、本都市計画区域と長崎や福岡県方面を結ぶ空の玄関口であることから、県内外の連携・交流を促進する空港として位置づける。

③主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する施設は、次のとおりとする。

(主) 福江富江線
(主) 福江空港線

2)－2 河川

①基本方針

a. 整備の方針

河川は、住民の安全で安心な暮らしを支えることはもとより、都市内における貴重な親水空間であり、動植物の生態系を保持する場でもあるが、各地で豪雨災害が頻発していることも踏まえ、各河川の想定氾濫区域を定め、氾濫区域内の資産状況、過去の洪水実績などを踏まえた治水対策の目標を定め、河川空間の利用状況や動植物の生育状況などを十分に勘案し、整備・保全を図る。

b. 整備水準の目標

河川の整備を行うにあたっては、各々の水系において、河川管理者が定める河川整備基本方針、および住民や学識経験者の意見を踏まえて河川管理者が定める河川整備計画に基づくものとし、都市における安全性・快適性の向上を図る。

②主要な河川の配置の方針

二級河川福江川、後の川、鷹ノ巣川および牟田川については、安全で快適な暮らしを支える重要な役割を果たす河川として位置づける。

③主要な河川の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する河川は、次のとおりとする。

二級河川後の川
二級河川牟田川

2)－3 下水道

①基本方針

a. 整備の方針

適切な雨水処理や生活排水・工場排水の衛生的な処理、および福江川などの公共用水域の水質保全を図るため、長崎県汚水処理構想や五島市汚水処理構想に基づき、計画的かつ効率的に他の汚水処理手法と一体的に公共下水道整備を推進し、都市環境や住環境の向上、浸水の防除を図る。

b. 整備水準の目標

既成市街地および市街地整備の予定される地区において優先的整備を進める。

概ね10年後における五島市内の普及率(汚水処理※2人口/行政人口)は、49%を目標とする。

(※2)「汚水処理」とは、下水道、浄化槽など各種汚水処理施設による汚水の処理のこと。

②主要な下水道の配置の方針

本都市計画区域の公共下水道は、用途地域が定められた地区およびその周辺を対象として、特に中心市街地から段階的に整備を進める。

③主要な下水道の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する下水道は、次のとおりとする。

福江処理区公共下水道

2)－4 その他の都市施設

①基本方針

快適な都市生活、機能的な都市活動を確保するために、効率的かつ合理的なごみ処理を推進する。このため、「長崎県ごみ処理広域化計画」に基づき、本都市計画区域を含む広域的な下五島ブロックにおいて、将来的に1施設に集約化し広域処理を図る。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

①主要な市街地開発事業の決定の方針

道路・公園などの都市基盤施設と宅地を一体的に整備する必要のある地区、既存市街地において土地の高度利用、密集市街地の改善などを図る必要のある地区、又は大規模な土地利用の転換が見込まれる地区などにおいては、必要に応じて市街地開発事業の活用を図る。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

①基本方針

a. 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本都市計画区域は、西海国立公園に指定されている鬼岳火山群の一部を含み、国立公園や県自然環境保全地域に指定されている^{あぶんげ}銚瀬海岸に連なる五島特有の豊かな自然環境を有している。

この貴重な自然環境の保全に努めるとともに、観光資源としての活用を図る。

また、海洋レクリエーションや住民の憩いの場などに利用されている海岸部の自然環境の保全に努める。

都市公園は、住民のレクリエーション活動の場であるとともに、都市の景観に潤いを与え、動植物が生息・生育できる場であり、また、災害時においては、防災機能を担う場でもあることから、規模、目的などを勘案し、機能的な配置を図る。

b. 住民1人あたりの公共空地の面積

五島市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10㎡以上とする。

②主要な緑地の配置の方針

a. 環境保全系統の配置方針

西海国立公園に指定されている鬼岳周辺や国立公園や県自然環境保全地域に指定されている鏡瀬海岸の貴重な自然環境および長崎県レッドデータブックで選定評価された絶滅のおそれのある野生動植物や「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」に基づいて指定された希少野生動植物種の生息生育地については、その環境の保全に努める。

b. レクリエーション系統の配置方針

福江中央公園は、陸上競技場、体育館、野球場、多目的グラウンドなどが整備されており、住民が身近に親しむことができる公園として、また、スポーツやレクリエーションの場としての機能の維持・充実を図る。

大浜地区の美しい砂浜が広がる海岸部については、海洋レクリエーションや住民の憩いの場としての活用を図る。

c. 景観構成系統の配置方針

福江城跡および武家屋敷通りについては、周辺環境と調和した本都市計画区域の独特な景観を醸し出しており、これらの保全に努める。

③実現のための具体の都市計画制度の方針

a. 公園緑地等の整備目標及び配置方針

レクリエーション系統として位置づけた福江中央公園は、既に総合公園として都市計画決定されており、今後も、施設の維持・充実を図る。

b. 緑地保全地区等の決定目標及び決定方針

市街地内の樹林地もしくは樹木に富める地区や水辺地などのうち、良好な自然景観を有する地区については、必要に応じて風致地区等を定め、良好な都市環境の形成を図る。

レクリエーション系統として位置づけた福江中央公園は、既に総合公園として都市計画決定されており、今後も、施設の維持・充実を図る。

b. 緑地保全地区等の決定目標及び決定方針

市街地内の樹林地もしくは樹木に富める地区や水辺地などのうち、良好な自然景観を有する地区については、必要に応じて風致地区等を定め、良好な都市環境の形成を図る。

5) 都市防災に関する方針

①基本方針

都市防災については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく「長崎県地域防災計画」や水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「長崎県水防計画」などの計画とも十分連携を図り、必要に応じ都市計画を定めること等により都市防災のための施策等を行っていく。

6) 景観に関する方針

①基本方針

県や市町の重要な施策等との整合を図りつつ、都市計画区域内の都市景観、自然的景観、歴史的景観など地域特性を生かした景観の保全や形成を推進し、景観行政団体が定める景観計画に沿って必要に応じ景観地区や地区計画などの都市計画を活用しながら、良好な景観形成を図るものとする。

